



## 祝 辞

国会白門会代表  
広瀬 秀吉

本日は、中央大学法曹会結成四十周年記念祝賀式典が盛大に開催されまして、誠に御目出度うございます。心からのお祝いを申し上げます。

私は国会白門会の広瀬秀吉でございます。

内海英男会長が止むを得ざる所用にて出席できませんので会長に代わりまして御挨拶申し上げます。母校中央大学も開校以来百年余の歴史を経て第二世紀に入っております。

この百年余にわたる中央大学の歴史は法学を中心に発展し、「法科の中大」としてその名声を馳せて参りましたことは天下周知の事実でありました。

その結果、裁判官、検察官として在野の弁護士先生を数多く輩出し、法曹界においては各大学をおさえて、ダントツで第一位の名誉ある地位を築き上げて居られるのであります。

残念ながら立法府たる国会は、衆参合わせて中大出身議員五十八名であり、東大、早大に次いで第三位であります。

法曹界に集う多士済々の皆さまの中からどしどし国政の分野にも乗り出して下さるようこの際お願い申し上げます。

四十周年という一つの歴史の節目に当り、今日まで中央大学の発展を支えられて来た皆さまの御功績を心から讃えますと共に、今後とも中大学員会の最大・最強の組織として一層の御活躍・御発展をお祈り申し上げます。祝いの御挨拶といたします。



## 祝 辞

中央大学学員体育会名誉会長  
野村 権之亮

本日は中大法曹会創立四十周年の祝賀会にお招き頂き有難うございました。

本来ならば、高木会長がお伺いして、御挨拶申上げるべきところですが、会長には、よんどころない所用の為め、私が代理で御挨拶させて頂きます。

今度中大法曹会におかれましては、創立四十周年の輝しき記念日をお迎えになり、心よりお祝い申し上げます。

法曹会は四十年の長い伝統の下に、幾多の優秀なる人材を輩出し、我が国法曹会に於て確固たる地位を占められ、中央大学の名声を大いに顕揚されて居り、心から敬意を表する次第でございます。又司法試験の成績も過去二十年の長きに亘り、常にトップの地位を維持されておりました。最近、二位、三位の成績の様でございますが、是非往年の栄光を取戻して頂き度いと存じます。

我が体育会も箱根駅伝では六連勝の輝かしき実績を有して居りますが、最近、三位に止って居ります。

法曹会と体育会は、車の両輪の如く、共に相携えて、トップの座を目指して頑張って行き度いと思ひます。

又硬式野球部もこの二、三年二部を低迷して居ります。

---

御蔭様で野球場が多摩校地に、平成五年の完成予定でございます。立派な野球場と合宿所が出来れば、全国より優秀な選手も獲得出来ると思います。

どうか体育会に対しても皆様の御援助と御指導の程を御願い致しまして、私の御挨拶と致します。



## 祝 辞

中央大学学術研究団体連合委員長  
竹 村 照 雄

只今ご紹介いただきました平成三年度学研連委員長の竹村でございます。

伝統ある中央大学法曹会四〇周年記念祝賀会において、御祝辞を申し上げる機会を与えられましたことをまことに光榮に存じます。まずもって法曹会四〇年の輝かしい実績を称え、今や我が国法曹界にその重きを誇る存在となつた中大法曹会の今日の御隆昌を心からお祝い申し上げます。

私ども学研連は、若き有為の人材を数多く法曹会に送り込むべき使命を担っております。この機会に若干のご報告をさせていただきます。

1 本年の司法試験は、制度改革の手初めとして、合格者数を約一〇〇名増加させることとされ、その一〇〇名にどれだけ従来の実績から向上していくか、注目されておりました。過日の論文式の合格者発表によりますと、昨年度五〇六名が六一六名と一一〇名増加しておりますが、これを大学別にみますと、

東 大が三七名増 九八名から一三五名に

中 大が二一名増 七三名から八四名に

早 大が一名増 七〇名から 八三名に  
京 大が一名増 五〇名から 六三名に  
慶 大が一名減 四〇名から 三九名に  
明 大が一名増 一三名から 二六名に

なっております。東大の躍進が目立ち、早大、京大、明大の増加も注目される中で、中大については聊か期待外れの感がないでもありません。ただ、私ども学研連六会は昨年一六名が一四名増の三〇名となり、ほぼ倍増の好成果を示しました。なお学研連以外の会を含めると、研究団体では、本年度論文式合格者は三六名で中大全合格者八四名に対し、その比率は四二・八五パーセントとなっております。

もっともまだ、口述試験を控えており、昨年の口述試験失敗者を含め、心をひきしめて頑張っているところがあります。

2 次に学研連各会におきましては、真法会が従来どおり独自に答案練習会を実施することとしておりますが、他の五会は、本年度から全面的に法職講座の答案練習会に参加する体制をとることとなりました。学研連と法職講座との連携が一層緊密となるわけで、その協力関係の発展が、司法試験合格者増加に向けての重要な鍵になるものと考えております。

私ども学研連はこのような情勢の下で、自らの使命に思いを致し、協力の実を挙げ、母校中央大学の、特に法科の中大の名をかつての栄光の座に回復すべく努力を重ねて参りたいと存じます。

中大法曹会の今後の一層のご発展を心から祈念し、学研連の使命を深く心に刻み、ここに皆様方の御叱正と御支援をお願い申し上げて御祝辞にかえさせていただきます。



## 開宴の辞

中央大学法曹会創立四〇周年  
記念行事実行委員会祝宴部長

内 山 弘

私は、只今御紹介を頂きました中大法曹会創立四〇周年記念行事実行委員会祝宴部長の内山弘であります。一言、簡単に御挨拶を申し述べさせていただきます。

本日は中大法曹会創立四〇周年記念祝賀会を開催しましたところ、先生方には御多様のところ、しかも鬱陶しい雨の中を学校法人側より山本理事長殿、教学側より高木総長・学長殿、学員会側より堂野会長殿を始め、多数の御来賓の御臨席を賜わり誠に有り難うございました。更にまた中央大学評議員会副議長赤坂正男殿を始め、国会白門会より廣瀬秀吉殿、南甲倶楽部より波多野龍吉殿、学員体育会より野村権之亮殿、中央大学学研連より竹村照雄殿その他多数の御来賓並びに会員の皆様の御列席を賜わり、誠に感謝に堪えない次第であります。また、この記念祝賀会がこのように盛大に行われましたことは、皆様方の中大法曹会に対する深き御理解と御支援の賜であると心より感謝申しあげる次第です。

ところで、中大法曹会が創立されたのが御高承の通り、昭和二十六年六月であります。昭和二十六年と申しますと司法試験法による司法試験合格者数が既に東大を抜いて我が母校中大が首位となっておる年でありました。



省みますと中大は前後二十年間の長期に亘り、連続してその首位を確保し「法科の中央」の名をほしいままにしたのであります。しかるに、近年に至りやゝかげりが見え始めた如く感ぜられますので、先生方の一層の御指導と御尽力により「法科の中央」としての住年の栄光を是非取り戻して頂きたく念願するものであります。

それはさておき、本日は記念講演会、そして記念式典と緊張した雰囲気の中に記念行事を行って参りました関係上、嘸やお疲れのことゝ御推察申し上げます。どうか、この祝宴会で緊張感を解きほぐして頂き、時間の許す限り御懇談の程をお願い申し上げ、誠に簡単ではありますが開宴の辞といたします。



## 「記念講演会」挨拶



記念講演会部長 川上正俊

中央大学法曹会四〇周年記念講演会を開催するに当たり一言ご挨拶を申しあげます。

この講演会は、前回三〇周年の例に従い、裁判所側幹事が実行を担当することになりましたが、もとよりその手に負えるものではなく、弁護士会所属の幹事諸先生の御助力を得て開催の運びになったのでありますが、このように多数の会員皆様の御参会を得ましたことはまことに嬉しく、厚く御礼申し上げます。

考えてみますに、中央大学法曹会四〇年の歩みは、まさに、我が国に民主主義が定着し、成熟してきた年月でもあります。改めて申し上げるまでもなく、民主主義社会は法の支配する社会であり、私も法曹に課せられた責任もまた極めて重大であります。特に、最近における目ざましい経済発展と、急激な国際化により法曹の活躍すべき領域は拡大し、職務内容は複雑困難になっており、このような事情のもとに法曹の大幅な増員と、一層の質的向上が求められていることは皆様ご承知のとおりであります。

わが中央大学はこれまで長い間、我が国における法曹の供給母体として、常に主導的役割を果たしてまいりました。大学が、社会のこのような要求に対して引き続きその役割を果たしていくためにはこれに即応した教育体制の

充実が図られる必要があると考えますが、大学におかれましても、このような事態を十分に理解されて、来春新学年度を期して法学部の改革を実施されると聞いております。

本日は、このような点について、皆様とともに認識を深めたいと思い、中央大学法学部教授小島武司先生に「中央大学法学部の改革」と題して御講演をお願い致しましたところ、先生には大変お忙しいところ本会の趣旨をご理解頂き御快諾頂きました。

先生は我が国有数の民事訴訟法学者で、御高名な方でいらっしゃいますので、ご経歴、ご業績の一々について申し上げることは控えさせていただきますが、ごく概略を申し上げますと、先生は本学ご出身で本学法学部の助手、助教を経て教授にご就任になり今日に到っております。その間、司法修習生の課程を修了し、法学博士の学位を取得され、ミシガン大学、フイレンツェ大学、ケルン大学で御研究になり、マルセイユ大学客員教授であり、日本比較法研究所長も務められました。ご経歴の示すとおり、研究者としても、法学教育者としても豊富な学識とご経験をお有しておいでの上、法学部の改革にも深くかわっておられますので、貴重なお話が伺えるものと確信いたしております。

御静聴をお願いして、ご挨拶とさせていただきます。

## 中央大学法曹会創立四十周年記念講演



司 会 舟 橋 定 之

講 演 中央大学教授 小 島 武 司

悪天候でございます中をご出席いただきまして有難うございます。この講演部会は、三〇周年記念の時にも私ども裁判所の者が進行司会等に携わってまいりまして、今回もその例にならって、担当することになりました。私は東京地方裁判所八王子支部に勤務しております舟橋と申しますが、進行係をさせていただきます。講演に先立ちまして実行委員会の講演部会長でございます東京高等裁判所民事部総括の川上正俊から挨拶がございます。

## 講演「中央大学法学部の改革」

中央大学教授 小島 武 司

### 一 はじめに

ご紹介いただきました法学部の小島でございます。ここに立ちますと非常に話しづらいという気持ちがいじま  
す。と申しますのは、日ごろ法曹会でご指導いただいている諸先輩や友人が法曹会から多数いらっしゃっておりま  
すし、又、大学からは、法学部改革の責任者としてまた細部の作業の面で今回の改革にご苦勞されている方々もい  
らしておられるわけですが、その前で、中央大学法学部の改革ということを語ることは、私の力に余ると思つてお  
るわけでございます。実は、ご依頼がありました時に、法学部の改革と理解しておりまして、後で中央大学という  
言葉が付いていることを発見しまして大変衝撃を受けたわけです。つまり、恐らく舟橋判事は、法学部と言えば中  
央大学、それ以外ないという信念を持つておられる、そういう我が法学部に対する絶大な評価というものを、私は  
見逃したわけでありまして、この不明を、まず冒頭に於いて深くお詫びしなければならないと思つてゐるわけであ  
ります。中央大学の法学部は、中央大学を背負つてきた学部でございますし、これからほぼ永遠に中央大学のフ  
ロント・ランナーとして中央大学の名声を決定する存在であり続けることに、いささかの疑いも持つておりません。  
ところで、お手元に「ちゅうおう」の最近号がお届けしてありますが、この改革案については、現在法学部の教  
授会に於ける討論、作業委員会による集中的な討論、その後の各部会に於ける検討、更に又、法学部での検討と、

今検討プロセスのさ中にあるわけであります。私が今回の具体案について幾つかの強い疑問を持っておりますが、内部討論に先立ってこの場で問題点をお話することは適当でないと思います。

## 二 アナーバーとコインブラの衝撃

次の世紀に我が法学部が日本国の看板学部となる為、つまり法学部と言えば中大が付かなくても中大法学部のことであるという存在になる為には、どうしたらよいかということを日頃考えておりましたところ、私はこの夏休みに関国へ二回にわたって海外旅行をしまして、その折、法学部の在り方について鋭い衝撃に似たようなものを受けたのであります。それは、中央大学だけではなく日本の法学部というものが余りにも貧弱なものではないかという実感でありまして、我々は単に隣を見て改革を論じるのではなく、広く世界を見渡して上のほう、本来の理想に向けて改革を進めていかなければならないのではないかと思います。今回の改革は、一歩上に出ようとした改革でありますけれども、終局的な目的から言えば一步を進めようとしているものであるにすぎないという自覚が重要です。現在の法学部が不本意な状態にあり、そして、今後の理論は我々の手の届かない殆ど絶望的に遠い所にあるのではないかと私は思っているわけでございます。

そこで旅のことですが、私は、八月にポルトガルのコインブラという所で国際会議がありましてこれに参加し、そこで手続的公正と弁護士について報告書を提出し、九月にはミシガン州デトロイトから三、四〇分の所にありますアナーバーという所に参りました。これら二つの旅で感じたことを申し上げますと、まず、ミシガン大学は、先程ご紹介いただきましたように私にとって第二の母校でございますが、二十数年振りに——アメリカには何度もその後行っておりますが、デトロイトはちょっと不便でありまして、ついでに寄るといふわけにはいかないというこ



とで訪れる機会がなかったわけですが——今回、同窓会出席というだけの目的で参りました。そこで私が感じましたのは、図書館の問題でございまして、学生にとって図書館は本籍地のようなものでありまして、図書館がどういう状態にあるかということが、その大学の法学部の水準を物語るのではないかと思うわけです。例えば、これはミシガン大学に限ったことではありませんが、ロー・スクールの図書館は、大体朝の七時八時から夜半過ぎまで毎日開いており、そして終夜運転になる時もあるのです。学生の多くは、数時間、時には二〇時間近くもそこで過ごすわけです。そういうことで文字どおり図書館の中に学生生活があり、学生生活というのは図書館生活であるということとなります。

ところで、ミシガン大学では最近、図書館を増築するということになりました。この図書館は、ゴシック様式の見事に美しい図書館なのです。その増築となつて、隣に近代的高層ビルを建てるとか、道をはさんで反対側にもつと大きなビルを建てるとか、いろいろな案が出ましたけれど、最後に、特にOB達の強い意向で実現した案は、その図書館脇の空き地に地下三階建の図書館を建てるというものでした。こうすれば、上に芝生がありますから、図書館のオリジナルな美しさをいささかも損なわないことになります。つまり、図書館というのは美しくなければならぬということがOBのまず第一の決意であつたわけです。そして、地下に建てるということになりましたので、牢獄のようであつては困るわけで、第二の決断は、閲覧室は最も快適な場所でなければならぬというものであり、ここに写真がございしますが、図書館の建物のわきにV字溝を掘りまして、一方側はコンクリートで建物の倒壊を食い止め、他方の側にガラスを張りました。これを光の井戸（ライトウェル）と呼んでおります。このV字溝で日の光が燦々と入り込む、これは普通の自然光よりもずっと明るく、眩いばかりの光が入ってまいります。そして、閲覧室から見上げるとゴシック様式の美しい建物が目に入って来ます、光と緑とゴシック建築、それに輝く

青空、これらが学生達をレフレッシュするわけです。ですから、地下にありながら天上の輝きに満ちた美しい光景が目に入ってくるわけです。これを造り出したのは、光を貴重なものとしていとおしむ北欧出身の建築家でありました。しかも、図書の配置が分かり易くなっており、フリー・アクセスということで、使いたい本はすぐ傍にあって自由に取れるようになっております。いろいろな本を集めてきて論文を書きたいとなれば、キャロルという小部屋があり、学生全員の為に用意されております。実際は合い部屋もありますが、その内部の様子はこんなふうになっております。これもあとでご覧いただきたいと思います。法律を勉強する者が、美しく快適な環境の中で思い切り効率的に勉強が出来るような配慮が十分なされているわけです。中央大学は勿論、日本のどの大学でもこういうことを実現していないのに対し、アメリカの大学の殆どがこれを実践しているのです。

ここに、第一の衝撃があります。日本の大学の将来を考えた場合に図書館を何とかしなければならない、学生達が勉強し語り合える快適な場を作りあげなければならないのです。来年や再来年に出来ることではないにしても、いつの日か作らなければならないという信念が必要なのではないか、その為に一生懸命努力する気持ちだけは失ってはならないとつくづく感じたわけでありました。これが図書館から得た強い印象でございました。

いま一つは、リーガル・マインドということです、これは日本の法学部教育の目標としてリーガル・マインドの養成ということが語られて久しく、これに異議を挟む者はいないほどであります。しかし、今回二十数年振りにミシガン大学に行って、そのプログラムの中で、授業参観もしました。傍聴するだけかと思いましたが、あなた交渉をやってみるといわれたりしてびっくりしたわけでありました。また、ケース・メソッドの講義にも出席しました。出席した日本人仲間で、どのようなことをつぶやいたかと言いますと、アメリカの授業は、我々二十数年も実務をやって、或いは、大学で研究して戻って来て、まだ面白い、感動するのだから大したものだというものでありま



した。この調子ならば又聴きに来て、入学し直してもいいのではないかという冗談も出たわけであります。そのように授業の中に独特の魅力があるわけです。その実体は何なのかということは興味ある問題であろうかと思えます。教授の力量ということだけではなくて、教育の方法もありますが、何にもましてよい環境の中で育って行く学生達の熱気というものがあって初めて、こういう授業が生み出されてくるのではなからうかと思ったわけであります。そういうことで、私は、何か大学に独特の雰囲気ないし精神的エネルギーというようなものを育むことが、学部改革の根幹でもあり、大学というものを今後の世界に相応しいものに創造して行く際の第一の作業ないし努力目標ではないかと感じたわけであります。

第三番目は、ポルトガルの学会の時に感じたことにかかわります。この学会には、ドイツ、フランス、アメリカ、イギリス等の主要国は勿論、スペイン、ブラジル等から全部三〇〇ないし四〇〇人以上の学者が集まりましたが、その中でも英米法系と大陸法系という著しく違った法文化がしばしば衝突します。そして、今や学問の場合ばかりでなく日々法律事務所で、又国際会議で本当に切実な問題として法的調整の努力が展開されておりまして、国際的コミュニケーションの重要性が浮かび上がってきているわけであります。この動向の中で、中央大学の教育は、語学力はもとより、法比較と法政策にひいては第一級の人材を生み出していかねばならないのではないかと、しみじみ感じたわけであります。

### 三 法学部の要諦

#### A 法学教育の要素

そこで本題に入りまして、法学部がカリキュラムを改革して現代の法学教育の要請に応えそのプレゼンスを示す

にはどうしたらよいかであります。この問題は、中央大学の改革の問題としても論議が重ねられておりまして、私も啓発されることも少なくないのですが、外国の教授達と話をし、又、アメリカ、その他の国の法学改革の失敗と成功を身近に眺め、さらに我が国の他大学の法学部や教育機関の改革などにもかかわりを持ったこともあり、これらの経験から学ぶところが多いわけであります。そういうかかわりを前提にして、もし私が法学部を新たに作るのなら、どのようなものを作りたいかということを考えて、その要素というものを考えてみたいと思います。

まず、法学部は、その目標がはっきりしていないという問題をかかえています。現に、法学部の卒業生の進路は極めて多様でありまして、アメリカやドイツの法学教育のような明確な目的がないという指摘が多いわけであります。しかしながら、日本の法学部ではビジネス界に入って営業等を担当する人も圧倒的に多いのだということに余り惑わされないほうがいいのではないかと私は思うわけであります。我々の追求すべき目標は、判検事、弁護士、弁理士というような法律家、それに準ずるものとしての企業内法律専門家や行政内法律専門家、更に税理士、司法書士の養成があります。こうした夢があつて志のある若者が中央大学に集ってくるのです。偏差値が少しばかり低くても、志があり可塑性のある若者は何パーセントかはいるものです。中央大学の法学部は四年間でこれらの人材を全国トップに引き上げてきた実績があり、この伝統を堅持すべきです。企業内でも日常生活でも、どこに行っても法的な判断が必要になってくるわけでありますから、本当の意味でのプロフェッショナルな判断の原型をしっかりと掴んでおくことは普遍的有用性をもつのです。三島由紀夫の例を引くまでもなく、小説を書くにも一見無縁な訴訟法さえ大いに役立つのであつて、「法律家のように考える」という基本的な考えかたの修得は進路にかかわらず必要ではないかと信じます。法学教育の目的はプロフェッショナルな思考法の習得というところに置くべきではないかと思ひます。これを前提として、法学教育の要素は四つに要約されるのではないかと思ひます。一つは常に

言われる精密な事案分析であります。ケース・メソッドないしソクラテイスの方法は正にこの目的に奉仕するわけです。第二は政策、つまり、政策的な判断が出来るということだと思います。第三は法比較ということであろうと思います。そこで、事案を要素を発見して峻別して行く個別分析を法律を適用しつつ行い、それを更に政策と法比較の観点から再評価するというのが出来るようにしなければならぬのではないかと考えられます。そして、この作業をやる主体は、法曹倫理ないしプロフェッショナル・エシクスによって統制されなければならない。これら四つの要素をきしつと今後の法学部は取り込む必要があるのではないかと思います。異質な国法が衝突し、しかも法律が流動する、グローバル社会では、このことが非常に重要になってくるのではないかと考えられます。従来の法的な思考でしたら第一の要素、法的分析で事足りたかも知れませんが、今やこれを超えるものが必要になってきているのではなからうかと思えます。そういう角度から見ますと、今度の法学部の改革にも、その要素の幾つかが顔を出してはいるが、必ずしも十分でないと思えます。

## B カリキュラムの構成

カリキュラムを作る際には、二カテゴリ、六法律ということを考えておいたほうがよいのではないかと思います。これは全く伝統的で基本的なことではありますが、やはり、これを見失ってはならない点ではないかと存じます。二カテゴリというのは手続法と実体法であり、六法律とは六法でございます、これの要素をきちんと押えてない法学部の法律学科ないし司法学科は基本的な要素を欠くものであり、そういうカリキュラムは一流の法学部を目指す場合に於いては有り得ないだろうと思えます。勿論、いろいろな目的を持った多様な大学がございますから、或る種の大学ではそれを崩すということも充分可能であり、それは各大学にとっての選択の問題ではなからうかと思えます。我々は「個性ある選択」を前にしているのであり、いわば五大ナショナル・ロー・スクールの上位にこのまま

留まろうとするのか、三大インタナショナル・ロー・スクールのトップを目指すのかの岐路に立っているわけです。いずれにせよ、天下分け目の関ヶ原合戦が近いのであり、総力をあげて積極策にうつて出なければならぬと思うのです。中央大学法学部の前途には暗雲立ちこめているように見えますが、目を凝して見れば大いなる好機が到来しようとしているのであり、敵前逃亡的な愚策に逃げ込むことのないよう腰を据えて難局に臨むべきかと考えます。個人主義の進展とともにプロフェッショナル志向が高まり法律家の増大が急速に進みつつあり（司法試験合格者増大、企業法務の高度専門化など）、女性法曹の進出化などによる法律業務の変容も進行しています。パワーアップして中央大学の伝統を活かす道へとまい進すべきだと信じるものです。

### C 教育方法の検討

次は、教育方法の面であります。第一に、先程のように分析の他に政策や法比較というものを取り込んだ学問的に水準の高い講義をする必要があります、この点が受験予備校とは違うところであり、ここに学部教育の汎用ということがあろうと思います。第二は、今まで演習というものがありませんでしたが、演習だけではなくて実習など多様な小人数教育を徹底的に導入して、車の両輪として位置づけていく、これが講義活性化の刺激剤になると思うのです。この小人数教育では、学生達が主体的に意見表明をしかつ行動することが要素となっております。つまり、模擬裁判とか模擬交渉、ディベート等を置き少なくとも一科目ぐらいは必須にしていく必要があると思うわけであり、そうしますと、一種の相乗効果で学生達が他の講義やゼミに興味を持つようになるのです。自分がやってみることで、焦点深度の深い問題意識が生まれるわけです。そこで、少なくとも三つの要素がカリキュラムに組み込まれる必要があるのではなからうかと思えます。今度の改革案でも、この三つの要素がある程度入っていますが、まだ不十分なところもあるわけであり、



#### D 学理と実務の連携

いま一つ重要なのは、学理と実務とのコミュニケーションということだと思います。結合の仕方はいろいろあり、ここで詳しく触れる余裕はありません。私は、学理と実務を安易に結付ければよいと考えているものではありません。学理のほうは深く、実務のほうは現に動いているものを教えるべきで、焦点は全く異なるものにしたほうがいいと思います。これで私が思い出しますのは、会社法務部で活躍されている方でも大学に移って、専任ですっと何年か教えていると講義が面白くなって来るのです。現職で兼任講師の時は素晴らしく臨場感のある講義をされるのですが、そのうち段々魅力が薄れて行くのです。大学に実務家をスポイルする空気があるのかも知れませんが、やはり、動く現場の活力ある問題意識と教室とが結付いた時にこそ最良の姿になるのではないかと思います。だから、実務との結付きをというのであれば、現に活躍中の第一線の実務家に来ていただくのがよいし、又、我々の教員も、例えば、研修期間というのを何年かに一遍ぐらい設けまして実務実習の機会を持つてみるのがよい。安易な結びつきを越えて本当に考え抜かれた形態で本当の意味での実務と学理の交流を実現すべきではないかと思うわけがあります。

#### 四 学園文化ないし伝統の創造

次に、こういうことをやって行こうとしますと、何といっても大学の魅力を生み出すものは人だと思っています。大学に土地があり建物があり、そこに教室が造られているわけですが、それ以外価値あるものといえば、人間をおいて他にない。個々人が素晴らしくても駄目にして、学部が独自の魅力を持つためには、それがアカデミアとして統合されて、一つの学園文化ないし伝統というようなものが形成されなければならないのではないかと思うのです。

アメリカの法学部、つまりロー・スクールなどを見ると、それぞれ独自の個性を持って、いわば学園文化というものを築き上げているわけですし、これを維持し発展させようと思って非常な努力をしているのです。大学は不動産ではなくて航行している船みたいなものでエンジンが止まれば方向を失い難破してしまうという類のものでありまして、この不断の努力が必要ではなからうかと思うのであります。学園文化を築いて行く為に、こういうことをやっていかなければならないかとなると、二点が重要ではないかと思えます。一つは、最近の文部省の審議会などの意見も出ておりますが、教育評価をきちっとやって行く必要がある。自己評価にするか、それを超えるものにするかは別として、何らかの形で評価をやっていくことが要請されています。もう一つは大学オンブズマンなどを創設して、中正な立場から学生の苦情に耳を傾けて、それを反映させて行く必要があると思えます。これは、一般的な行政の非違是正の為のオンブズマンの大学への応用でありまして、アメリカやフランスの大学にも導入されているわけでありまして、有益なものではなからうかと思えます。

ところで、一〇月二日、三日に、この記念館で裁判所の役割に関する国際シンポジウムをやりまして、今年はアメリカの裁判官と教授が六人見えて意義深い報告やディスカッションができたわけですが、その際、アメリカの第二巡回区連邦上訴裁判所の前長官の方で、現在シニア・ジャジのファインバークさんが講演されました。この裁判所はアメリカで最も栄光ある上訴裁判所です。一つだけ証拠を挙げますと、もし連邦最高裁判所の判事に忌避事由があつて全員裁判ができなくなつたらどうするか、この場合、選択は二つだけなのです。どんなに不公平でも無よりはよいから、ルール・オブ・ネセシティで、連邦最高裁判所が自ら裁判をするというのが一つの方法です。もう一つは誰か代りをする特別の機関を設けるという方法です。他に同等のものがあれば、第二の代案もよいわけでありまして、実はそういう場合には、正しくこの第二巡回区が裁判するという伝統がアメリカにはあ



るのだそうです。そのくらい、第二巡回区のこの裁判所は権威あるものであります。そこで、長官がどんな裁判運営をされているかを私はフラインバーク判事に伺ったのです。怠惰な教授と同様に怠惰な裁判官も避けがたいものですが、問題はそれをどうコントロールするか、その方法いかなです。確かに、カリフォルニア州のように判決を書くまで月給を払わないと法律で定めている所もあるわけです。しかし、これは実際の運営をみるとうまく行っていないのです。それでは、第二巡回区はどうしているかと言いますと、向う三か月間の事件リストに、判決予定を各判事は自分で書き込んで出します。そうすると、大抵の裁判官がリストに書いた以上は遅れないように努力します。誇りある最良の人々であれば、制裁や月給支払停止のような強行手段に訴えなくても、とてもうまく動いて行くのです。それは智恵だと思いますが、智恵者がいれば、この問題解決は必ずしも困難ではないのです。

我々が知恵を出し合って、法学部のあり方について誤りのない判断をして行くためには、発想の共有が大切であります。日本の法学部は蛸壺文化の最たるものでありまして、すぐ隣のことも殆ど分からないという所になりかねません。その理由の一つは、外国法を少なくとも二つは勉強しなければならないということでありまして、余り広い守備範囲を持ち得ないという宿命的な条件があるわけです。しかし、その分野にかかわらず我々は等しくプロフェッションの一員なのでありまして、自由な討論の場を設けて徹底的論争をして行く必要があるのではないかと思います。ミシガン大学の留学生時代にも、また、コロンビア大学でのセミナー担当の時も、このことを強く感じたわけであります。

## 五 法学部の生命線

さて、大学改革を進める際に留意しなければならない幾つかの点があるはずです。成功例だけではなく、つぶれ

かけている大学は何をやったか、ということに目をつけて、これから学ぶことも効果的です。失敗については、日本の例は話にくいので、アメリカの例について申し上げたいのです。まず、カリフォルニア大学ロサンゼルス校の副学長のシュウォーツ教授と最近お話ししましたが、この方は、アメリカの法学教育改革についてキャリントン・レポートという有名なものがございますが、その委員会の中心メンバーの一人であり、その後この構想を具体化する案を出した方です。その対話の中で非常に印象的だったのは「グッド・ファースト・イヤー」ということでありまして、第一年目が素晴らしく魅力的ならば、もう、その大学教育はオーケーであると言うのです。第一年目が駄目なら後はとりかえしができない、グッド・ファースト・イヤー、これをまずかみしめるべき言葉だと、私も痛感しております。第一年目に全力を傾けることが必要だと思います。例えば、全教員が学生との間に幸福な出会いを持てる機会を造るべきなのです。

次は司法試験などの合格率であります。アメリカの場合も、これは決定的であり、ある州の某ロー・スクールは苦境にあるのですが、このロー・スクールは非常に魅力的なカリキュラムを作ったわけです。しかし、司法試験の合格率が悪いという結果が知れるや、たちまち人が来なくなってしまうのです。やはり何をやるにも、そこを外したら無意味というツボがあり、どんな素晴らしいプランもつぶれてしまうという教訓が、ここにあると思うのです。第三点は、カリキュラムの豊饒化ないし多様化に限度があるということです。重要なのは、カリキュラムをやたらに横に広げるのではなくて、重点課目に力を注ぎ、学生の関心と時間をまずそこに集中させるといふことであります。基本科目のインテンシヴな学習は、不可欠の基礎工事であり、この前提があつてはじめて、多様な現代的科目を学ぶ用意がととのうわけです。

こうした大局を見失わない限り、多様性も大切です。中央大学のスタッフだけではバラエティという点でどうし

でも足りないことから、例えば、新たな集中講義制を導入してみたらと思います。従来の集中講義制ではなくて、二集中プラスアルファと私はよんでいるのですが、そういう集中講義制を導入すれば、他大学の特色ある学者による魅力ある集中講義を年に何回か組むことができ、我々教員にとっても勉強になります。この集中講義制は今までの、スタッフがいないから他大学から来てもらうという消極的なものではなく、もっと積極的な意味での集中講義制なのです。

ところで、アメリカのロー・スクールにこういう言葉があると言われます。「学生達は一年目におびえて死にそうになる、二年目に一生懸命勉強して死にそうになる、三年目に退屈して死にそうになる」と。つまり、二年間一生懸命集中的に勉強をすれば法律の基本は全部終えてしまい、後は横歩きを続けて、あの法律も必要だ、この法律も必要だと、知識修得に励んでも退屈極まるわけです。個々の法領域は実際の事件が来て勉強すればこそ、よく身につくわけで、このほうがより効果的なわけです。横に蟹のように歩いて行っても駄目で、一度富士山頂まで登ったならば、後は自力でやれるのであってガイドはいらないと言うことです。ある真実が、そこに含まれているのではなからうかと思ひ、私も基本的にはこの考え方に賛成であります。結局のところ、まず基本を学び、そして、多様な専門領域のうちからいくつかを学生の知的興味で選び、専門分野の熟練は依頼者や職務で相当程度まで決まるのであると思います。

## 六 結びに一言

最後に一つだけ言わせていただきますと、中央大学は国際化を旗印として外国大学との提携などを進めており、法曹会の方々から絶大なご支援を受け、日本の大学としては最右翼の大学の一つとして定評を得ているわけであり

ます。しかしながら、もう一步進め、新鮮なインパクトということから言えば、夏期分校を、どこか魅力的なところに開いて、そこで現地の学生達と一緒に勉強する方途も考えたほうがよいと思われます。留学もありますが、一年進級が遅れるので、人生の時間は非常に貴重で一年無駄にするのは考えものと思う人もいるかも知れません。こういう選択ないし考え方は、優秀な学生の場合、案外多いわけです。こういう選択も尊重すべきです。夏期分校を作って、必須にはしないまでも、相当数が外国に行く位のことは考えたほうがよいのではないか、そういう感じがしております。

以上、雑駁な話でございましたけれども、私が強調したいのは、法学部の力の源泉はカリキュラムでなくて人間であり、人間にどうやって活力とパッションを育むかが、第一の課題ではなからうかということです。学生達に良き環境が与えられて、活力ある燃えるような大学の雰囲気を作られて行くよう努力しなければならない。こうすれば、中央大学法学部は、荒削りだが可塑性を秘めた志ある若者を大きく生長させる「育成力」ある教育機関として日本の社会に大いなる貢献をすることになるでしょう。こういう視点からみれば、ミシガン大学の図書館の例を見ても、われわれは長い階段の第一段目を登りはじめただけだぐらいに考える必要があるのではないか、そのように旅の感傷の中で思いましたので、そのことを是非皆様にもお考えいただきたいと思うわけでございます。どうもご静聴有難うございました。（なお、私自身の基本的考え方については平成三年八月のジュリスト九八号をお読みいただければ幸いです。）

## 舟橋

どうも有難うございました。極めて限られた時間でございまして、本来ですと、時間をいただいて皆さんのご意見をお聴きして、先生に、もう少し突っ込んだところのお答えも期待しておりましたが、ご承知のように六時三〇



舟橋定之

分から記念式典が予定されておりますので、今回の講演会は、これで終りにさせていただきます。先程お話がございましたように、先程「白門ちゅうおう」という雑誌が配られてございますが、このカリキュラムをご覧いただきますと、いかにして学生の一、二年の時期に自分の興味のあるものを見付けさせ、それに打ち込ませられるかという点に配慮がなされているように、私なりに理解できます。一、二年が肝心な時期であることは、私も常々感じていることでございますし、その時期に、おそらく、これから新しいカリキュラムを実行するに当たっては、先輩及び皆さん方のご協力が期待されることだと思えます。この講演会を機会にいたしまして、その辺の関心をいっそう深めていただきまして、極力、学園の新しいプログラム、カリキュラムの実現に努力していただければ幸いです。これをもちまして講演会を終りとさせていただきます、有難うございました。